

学校法人滋賀学園 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人滋賀学園（以下「法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本学園の職員として、別途、給与等の支給を受けているものには、支給しない。

- (1) 常勤役員 …報酬、賞与
 - (2) 非常勤役員…報酬
 - (3) 評議員 …手当
- 2 非常勤役員並びに評議員には、その都度、日当及び実費弁償を行う。
- 3 理事長において必要と認めた場合は、扶養手当、通勤手当を、法人の支給基準に準じて支給することがある。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬等の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員の手当の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬…毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給するものとする。）
 - (2) 賞与…6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）に、在職する常勤役員に、基準日から起算して、15日を超えない範囲で、理事長が定める日に支給する。これらの基準日前、1月以内に、退職または死亡した常勤役員に関しても同様とする。
- 2 常勤役員の賞与の額は別表第4に定める額とする。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席などの都度、直接本人に支給する。ただし、会議時間及び形態等によって、変更することができる。
- 4 法令の定める掛金等については、これを控除して支給する。

(退職金の額)

第6条 退職金の額は、在職1月について、退職の日のその者の報酬月額に、100分の30以内を乗じて得た金額とする。ただし、理事長に関しては、理事会で別に定める。

(退職金の支給)

第7条 退職金は、法令によるもの及びその他の控除すべきものを控除した残額を、直接本人に、また、本人の死亡の場合にはその遺族に支給する。

2 退職金は、30日以内に支給する。ただし、退職後請求があった場合には、7日以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、学校法人 滋賀学園 教職員退職金規程の定めるところによる。

(在職期間の計算)

第9条 在職期間の月数の計算は、任命の日から起算して、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(再任等の場合の取り扱い)

第10条 役員が、任期満了の日、または、その翌日に再び同一の役職の役員に任命された場合、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとして取り扱う。

2 役員が、任期満了の日以前、または、その翌日に役職を異にする役員に任命された場合、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の前日に退職したものとして取り扱う。

(端数の処理)

第11条 この規程が定める退職金計算の結果生じた100円未満の端数は、100円に切り上げるものとする。

(費用)

第12条 役員等には、別に定めるこの法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第13条 新たに常勤の役員に就任した者には、その月から報酬等を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬等を支給する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(規則の制定)

第15条 理事長は、この規程の運用にあたって、必要がある場合、規則を制定することができる。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「学校法人滋賀学園役員報酬規程」及び「学校法人滋賀学園役員退職金規程」は廃止する。

別表第1 常勤役員の報酬等 (単位：円)

理事長 月額 600,000 ～ 800,000

別表第2 非常勤役員の報酬等 (単位：円)

非常勤役員 月額 50,000

別表第3 評議員の手当 (単位：円)

評議員会への出席 日額 10,000

別表第4 常勤役員の賞与（単位：円）

夏期賞与 報酬月額×1.0か月分

冬期賞与 報酬月額×1.0か月分